

令和 5 年 度 事 業 計 画 書

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関として、佐賀県内及び久留米市内の食鳥処理場(年間処理羽数 30 万羽を超えるものに限る)で生産される食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的として、次の事業を行う。

1 食鳥検査事業

① 食鳥処理場の各処理ラインにおける検査

生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査による食鳥肉等の検査を実施する。

② 精密検査

処理現場で望診及び触診による判定が困難な場合は、検体を採取し検査員室で細菌検査等を実施する。

なお、再検査等が必要な場合は、協会検査室においても精密検査を行う。

2 食鳥検査を適正・公正に行うための事業

(1) 調査研究

発生率の高い疾病又は特異な症状等を有する異常鶏については、追跡調査、研究等を行い、そのデータを処理場及び関係機関へ情報提供し、生産性の向上を図る。

(2) 研修、講習等

- ① 迅速かつ適正な検査を行うため、協会での研修実施や外部講習会等へ参加する。
- ② 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者に対し、適切な助言を行う。

(3) 食鳥処理場の衛生管理

- ① 処理施設の管理、食鳥肉等の取扱い等について、適切な助言を行う。
- ② 食鳥処理場の衛生管理状況を把握し、食肉衛生検査所及び久留米市保健所へ報告する。

(4) 検査結果の有効活用

検査結果を集計分析し、食鳥処理場を通じて生産農家へフィードバックすることにより、健康で良質の食鳥生産に寄与する。

(5) 連絡会議及び鶏病に関する会議

食鳥検査業務は、行政の指導と処理業者の協力が不可欠であることから、両者との連絡会議を開催する。